

No	カテゴリ	問い合わせ内容	回答内容
1	全サービス	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について、「高齢者虐待防止措置実施の有無」の届出に係る添付書類は何を付ければよいか。	運営規定を添付してください。
2	全サービス	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について、「業務継続計画策定の有無」の届出に係る添付書類は何を付ければよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・策定済みの業務継続計画を添付してください。 ・なお、業務継続計画未策定の事業所につきましては、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない取扱いになっておりますので、この場合は「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」及び「非常災害に関する具体的計画」を添付してください。
3	全サービス	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について、 6月報酬改定のサービス事業所もこの期限までに提出する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・6月報酬改定のサービスは訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションであり、これらの事業所については、5月15日を提出期限といたします。 ・また、現在県ホームページに記載している「別紙1-1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」及び「別紙1-2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）」については、4月報酬改定分になりますので、6月改定分のこれらの様式につきましては、準備でき次第県ホームページに掲載いたします。
4	居宅療養管理	居宅療養管理（服薬管理）について、高齢者虐待防止・BCPの届出が必要か	届出事項に変更なければ不要です。 ・居宅療養管理指導は、令和9年3月31日まで経過措置が延長されています。
5	福祉用具貸与・販売	福祉用具貸与について、高齢者虐待防止・BCPの届出が必要か	福祉用具貸与については、虐待防止は3年間の経過措置が設けられています。また、BCPIについては、1年間の経過措置が設けられています。 なお、福祉用具販売については、いずれも減算の対象外となります。
6	体制届	処遇改善加算の計画書を提出する際に体制届の提出は必須となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・4、5月分の届出については、加算の区分が3月までと変わらない場合は提出の必要はありません。 ・6月以降分は制度が変わるため、加算を算定する事業所は必ず提出が必要。
7	訪問介護ほか	業務継続計画未策定の場合は減算になるということだが、体制等状況一覧表に「業務継続計画策定の有無」という項目がない。	訪問介護、訪問看護など、一部のサービスについては、減算が適用される時期が令和7年4月となるため、様式にチェック欄がありません。

No	カテゴリ	問い合わせ内容	回答内容
8	全サービス	同一法人内の事業所は10事業所以内であるが、小規模でなければ処遇改善加算の計画書の様式6は使用できないか。	様式6で提出いただいても構いません。
9	全サービス	同一法人内の事業所は2事業所であるが、様式2ではなく様式6を使用しなければならないか。	どちらか作成しやすい方で提出していただいても構いません。